

令和元年8月22日

お客様各位

香川県社会福祉総合センター指定管理者
公益財団法人かがわ健康福祉機構

香川県社会福祉総合センターの利用料金改定について（お知らせ）

日頃は、香川県社会福祉総合センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、当センター設置者である香川県が使用料・手数料条例を改正し、令和元年10月1日から利用料金が改定されます。

令和元年9月30日までにご利用のお客様については、旧料金でご利用いただけますが、9月30日までにお支払いがない場合は、新利用料金をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

また、令和元年10月1日以降にご利用のお客様で、9月30までに利用料金を全額お支払いいただいた方については、旧利用料金でご利用いただけますが、10月1日以降に追加・変更等が生じた場合は、その部分が新利用料金の適用となります。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力よろしく願いいたします。

※お問合せ先

公益財団法人かがわ健康福祉機構

〒760-0017 香川県高松市番町1-10-35

TEL087-835-3334(代) Fax087-835-4777